

総務産業委員会報告書

令和7年11月10日

備前市議会議長 西上 徳一 様

委員長 森本 洋子

令和7年11月10日に委員会を開催し、次のとおり調査したので議事録を添えて報告する。

記

| 案 件 | 調査結果 | 備考 |
|---|------|----|
| 1 行政管理についての調査研究 ① 新庁舎等建設工事に対する住民訴訟事件において認諾申出書が提出された事件の調査について | 継続調査 | —— |

総務産業委員会記録

| | | | | |
|-------|---------------|--------|--------------|------|
| 招集日時 | 令和7年11月10日（月） | | 予算決算審査委員会閉会后 | |
| 開議・閉議 | 午後4時32分 | 開会 ～ | 午後5時12分 | 閉会 |
| 場所・形態 | 委員会室 | 閉会中の開催 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 森本洋子 | | 丸山昭則 |
| | 委員 | 尾川直行 | | 石原和人 |
| | | 山本 成 | | 松本 仁 |
| | | 内田敏憲 | | |
| 欠席委員 | | なし | | |
| 遅参委員 | | なし | | |
| 早退委員 | | なし | | |
| 列席者等 | 議長 | 西上徳一 | | |
| 傍聴者 | 議員 | なし | | |
| | 報道 | あり | | |
| | 一般 | なし | | |
| 説明員 | 総務部長 | 石原史章 | 総務課長 | 難波広充 |
| 審査記録 | 次のとおり | | | |

午後4時32分 開会

○森本委員長 閉会中の継続調査事件に関する調査事項で、行政管理についての調査研究、新庁舎等建設工事に対する住民訴訟事件において認諾申出書が提出された事件の調査についての調査研究を行います。

○難波総務課長 新庁舎建設工事に対する住民訴訟事件において認諾申立書が提出された事件についての調査を行いましたので、御報告します。

調査対象としましては、原告ら訴訟代理人弁護士から備前市長吉村武司名義の認諾申立書が提出された件ということです。

調査内容については、まず認諾申立書の原本の確認を実施いたしました。それから、当時の秘書広報課職員からの聞き取りを行いました。さらに、吉村前市長からの聞き取り、原告側弁護士からの聞き取りを行いました。

調査結果につきましては、次のような事実が推認されました。

令和7年4月頃、これは吉村前市長の在任期間中になります。詳細な日付は不明であります。業務時間中の出来事としてお聞きしております。備前市役所3階応接室において、職員ではない外から来られた第三者、訪問者が、押印前の認諾申立書の案、こちら様式のほうは原告側弁護士が作成したものということでした。それを持参して吉村備前市長に面会を行い、認諾申立書の作成を求めました。吉村前市長は、当時の秘書広報課職員に公印を持参するよう指示を出し、同職員が総務課から持参した、庁印と書いてありますが、公印を使用して、吉村前市長自らが認諾申立書に押印した、こちらは本人から聞き取りを行っております。訪問者は、押印された認諾申立書を原告側弁護士の元に持参し、同弁護士が4月21日に岡山地方裁判所に提出したという流れでお話をお聞きいたしました。

こちらの事実について、顧問弁護士とお話を持っていきまして、御見解というところで、以下のとおり였습니다。

市長として認諾申立書を作成する権限がないとまでは言えない以上、認諾申立書に自ら押印をしたこと自体は、現時点において直ちに違法性を問えないものとするが、本訴訟において認諾をする合理的な根拠が客観的に見いだせないという以上、認諾申立書を作成したことは不適切であったのではないかとということでした。

調査の結果は以上です。

それと、もう一枚資料をお配りしております件で、備前市の訴訟事案一覧ということで、6番の固定資産税評価額の取消し及び引下げ請求事件というところが、裁判のほうで確定いたしました。判決が出ておまして、判決としましては、10月1日に原告の請求を棄却し、訴訟費用は原告の負担とする旨の裁判所の第一審判決がありました。原告から高等裁判所への控訴がなされず、10月17日の経過をもつての判決が確定したという経緯になっております。

○松本委員 ただ判決が確定しただけで、何か理由はないか。

○難波総務課長 判決としましては先ほど申し述べたとおりですけど、固定資産税の賦課に当たり、適正な方法での評価額算出がなされていたということが認められたということでございます。

○石原委員 一番下の下段の顧問弁護士としての見解が下記のとおりですということですが、この件については備前市として調査は一区切りということでございますけれども、調査をして、顧問弁護士の見解もお聞きした上で、今後についてはどのような形で臨んでいかれるのか。

○難波総務課長 顧問弁護士の御意見としまして、市長として認諾申立書の作成をする権限がないとまでは言えない以上、認諾申立書に自ら押印したこと自体は、現時点において直ちに違法性を問えないという見解がございましたので、そのとおり不適切であったことには間違いはないですが、告訴等は考えておりません。

○石原委員 違法性が問えないと、弁護士の見解ですけど、法がどうこう以前に、それからこの調査内容、下記の事実が推認されたの中に、備前市の規則になると思うけれども、市長が印を管理されている課の職員に持参するよう指示を出し、その職員が持ってこられたということですけど、どなたが市長であっても、こういう管理、公印の取扱い、市長が、おい持ってきてくれと言ったら、何に使うか分からないけれども持参されるような印ですか、そんな程度、レベルの。

○難波総務課長 公印管理規則、規程と照らしてのお話になるかと思います。公印管理者は、公印規則により、市長から公印の管理を委任されています。その管理に当たっては、市長印を管理場所から持ち出すとき、または公印の使用には、いずれも公印管理者である、今回の場合は総務課長の承認を受けることとなっております。が、市長指示の下、その手続が取られることなく、このたびの公印の持ち出しが行われたものとなっております。しかしながら、公印を持参せよとの市長指示に重きを置いた場合、従った職員の責任を問うには根拠に乏しいと考えております。その市長指示こそが不適切であったと言わざるを得ないという理解でございます。また、秘書広報課の職員は、認諾申立書が作成されたことも知りませんでした。

一方、このような通例には起こらないような公印の使用がなされており、こういう事態というものを把握した際には、上司への報告や押印した文書の内容の確認などを求めるなどの対応が必要であったのではないかとこのところは言えると思います。

今後の対応につきましては、今後、市長としての権限に基づく指示であっても、通例ではない状況というのを把握した場合、上司へ報告し、情報の共有を図るとともに、報告を受けた上司または職員は、事案の内容について市長に確認する必要があることなどを周知し、今後の再発防止を徹底する旨を通知したいと考えております。

○石原委員 現時点では直ちに違法とは言えないまでも、お聞きしたり、こういう文面を読むと、もう極めて不適切、あまりにも恐ろしい事案。今現時点での市としての見解ということで、さっきおっしゃった調査は一区切りとして一応終わったけれども、違法性は見当たらないということで、この件については備前市としては不適切ということを指摘した上で、もうなかったこと

というところで、そういう形で市民の皆さんにもお伝えをさせていただくということで、そこまでしか言えないですね、現時点では。

皆さんが知られないところで首長の指示で公印が持ち出されて、文書のどんな内容のものに押すのかも分からない状態で印が持ち出されて渡されて、これぐらい恐ろしいこと僕はないと思う。本来使われるべき印じゃなかったかもしれません。もうめちゃくちゃ恐ろしくて怖いし、市の行政機関の重要なところで、そんな管理の下で公印が使用されて、今回は認諾申立書でしたけれども、何の文書に押印されるか分からないような状況じゃないですか。こんなことがこの庁舎内であったということですから、恐ろしくてかなわない。

公印の管理のありよう、公文書の取扱いも含めて、また機会を委員会等でもいただいて、確認もさせていただきながら、今日は一応この件についての御報告を受けたということで、掘り下げれば幾らでもいけると思うけど、本当に改めて恐ろしい御報告をいただいたと。

○松本委員 田原原告は、公印そのものが備前市の正式な公印でないということを含めて訴えているわけでしょう。

○森本委員長 それは請願の文章を言われているんですか。

○松本委員 あの請願はそういう請願だったと思います。正式な公印じゃなかったということの問題にしたのでしょう。そういう正式なものでないものが押されていて、それで持っていった弁護士がどうのこうの、正式なその文章は忘れましたが、今の話は市役所の在り方として公印の扱いは厳重に対応すべきだと。それは別に文句を何も言うことはないけど、これから気をつければいいということでもいいけど、何となく請願書とか裁判の趣旨と違う気がする。

○難波総務課長 請願の内容ですけども、公印について述べられているところとしましては、最後の6点ほどまとめられとったところではございますが、文書作成日の令和7年4月21日——市長選挙の翌日です——は、前市長の残任期間内ではあるが、認諾申出書に押印されている公印「岡山県備前市之印」の公印記録簿にその記載もなく、公印管理者である総務課長の許可も得ず公文書が作成されているというところでの請願の求めにということになっております。

○松本委員 正式な市の印じゃなかったということも指摘されたんじゃないですか、中身。

○難波総務課長 そちらまでの記述は、請願書ではなされていません。

○松本委員 普通は岡山県という字があるというてあったと思う。そのことを彼は何か、請願の中身はそうだったと私は記憶している。

世間の関心はそこにある。要は、偽造された印鑑じゃないが、使われて、文書もさっき言われた形でやられた、そういうことがあっていいのかということが世間では話題になっている。裁判どうのこうのじゃない。私は、市民から問われたときに、おい、どうなったんならと。もう裁判所は却下したで、それで済めば済むけど。

○森本委員長 課長、この調査結果では、市の公印を押されたということで間違いはないですね。偽造とかなんとか、そういううわさがあると言われますけど、この調査結果には間違いはない

ですよね。

○難波総務課長 原本の確認も行っておりますので、印影も確認しております。偽造というよりも、公印そのものが使われたというところで、そういうふうに認められるものだと思っております。

○松本委員 調査ではそうだったと、正式な公印だったということですね。はい、いいです。

○尾川委員 今後の展開としたらどう展開してくるわけ。推察できる、担当者とすれば、どう考えとるわけ。何かこの説明のように、違法性は問えないものと考えてという一つの意見が出ている。客観的には不適切であったのではないかと、不適切という指摘もありますけど、市としてはどう対応を考えているわけ。

○難波総務課長 先ほども申し上げましたが、現時点の調査結果ではございますが、一応の結果は出ております。あくまでもこちらに書いてあることといたしますが、聞き取りの内容を踏まえて推認できるという事実関係で報告させていただいております。顧問弁護士の見解にもありますように、違法とまでは言えないというところを捉えまして、今後につきましては告訴等は考えておりません。公印の使用というところで、不適切な使用であったという見解でございます。不適切な認諾書の作成行為であったという見解でございますので、そうしたところにおいては、公印の取扱いとか、そういった事実、通常でない状況を把握したときには、直ちに情報共有を図ったり、確認作業を行って、そういったものが表に出る前に何とか食い止めるということも必要じゃないかと私は考えておりますので、そういった対応を取りたいと思っております。

○尾川委員 一応ペナルティーはかけないと、静観するということじゃな、市としては。

○難波総務課長 はい、現在のところそういう考えでございます。

○石原委員 関心を持たれている市民の方もおられるので、今日時点の話として、第三者の方が来られて、これは聞き取り結果でしょうけど、よもやこの様式を作られたのが、原告側の、訴えを起こした側の代理人の方が申出書の様式を作られて、それを第三者が持ってきて、訴えられとるほうの自治体の首長が、もう全てを認めますというて押されているわけじゃないですか。そもそもこの手のこの種の住民訴訟では、認諾の申出はもう無効であると。そんな文書をよくも相手方の弁護士が作って、押印をお願いされたという思いを抱く。このときの職員は、市長から公印を持参するように指示を出されて、2種類あると言われた「岡山東備前市之印」それから「岡山東備前市長之印」、正式な文書には「備前市長之印」を押すことになっている。今回のケースでは「備前市之印」、違う押印でしたよと。このときの職員は、市長からどういう指示だったのでしょうか。押されるべきではない公印、そこまでは分からないですか。公印を持ってきてくれと頼まれたのは、大変重要な公印だと思えるけれども、公印と呼ばれる印は2種類ですか。

○難波総務課長 公印をしまっておりましてはございますけど、今回押された印につきましては1つのみあります。「備前市長之印」というのは、複数使うことを想定して複数本置いてあります。恐らくその職員は、複数ある市長印のうちの一つだと思って持っていったものというふうには類推

されますが、「備前市長之印」が使われなかったというところは、そういう事実ではございません。そのうちの一本だと思って持っていったということでした。

○石原委員 そこまで調査をされて、聞き取りもされての御報告ですけど、さっきあった請願についても、印を偽造してとか、そこまではたしか書かれていない。違う印をつけて、皆さんの知らないところで文書が出されたところを何か問題視されていると思う。

現在のところは、6つあった請願の中で以下について調査を求めた請願のうち、一番最後の6つ目のところで、この方は、その行為は4つの法に触れる罪に該当するというので、公務員職権濫用罪、有印公文書偽造、同行使、公印の不正使用に該当する違法行為ということで指摘をされて、請願を出されたわけですけれども、現在のところ市としては違法性はないと。最後に僕が言った4つのうち公印の不正使用、刑法165条第2項、公印の不正使用にも当たらないということですか、本当に。首長が指示して、首長自身が押したわけだから。不正じゃないわけじゃ。ああ、そうですわね。

この件を委員会として総務部総務課へお願いをすれば、公印の管理状況、どういう管理がされて、どういう帳簿があって、本来、そこへどういう形でチェックがされてというのを、委員会としてお願いしたら、見せていただいたり、そんなの可能ですか。

○難波総務課長 管理の現状と申しますか、そういった方法が今こういう状態ですということをお知らせでよろしいですね。公印をこちらへ持ってくるとか、そういうわけじゃなくて、公印の管理の管理簿とか、どういった管理をしているかというのは可能だとは思いますが。

○尾川委員 管理というのは、本物は見なくてもいいけど、どういうルールで運用され、原則が、そういうのが既にあると思う、決められた書類が。規程か何かに、基準に。それを公開できるなら、見たって、もうそれは分かって、現実こうなるとんじゃけど、一応ルールは、そこで瑕疵がなかったかどうか、要するにチェックが、総務課長が判こを出してきたことが、部長の名前は出てこない、全然。課長の直轄で物事が全て進んでいきよんかどうかどうかも疑問なところはある。公印を課長一人に責任を持たせているというのがどうかという感じがする。課長なり部長がどういう形で具申して、こういうふうに判こを押しますという一つのルーチンがあると思う。それはそういう規程があるなら、部長はどういう関わり持っとんかとかね。

○難波総務課長 確認の方法とか、どういった形のやり方をしているというところにつきましては、また御相談しながら、文章になるのか、口頭になるのか、実際に現場のほうの確認になるのか、御相談させていただいて対応することは可能だと考えておりますので、お願いします。

○尾川委員 原則ルールと、恐らく逸脱しているというか、そういうミスが起こるということはそういうことだと思う。だから、正式なルートはある程度きちっと手順を踏んでいくとか、誰と誰の許可を受けて打つとか、市長が一人したからええというんじゃなしに、それなりの関係者の判こが要る、事案によるけど。その辺はどんなかなと思って、気になるけど。

○丸山副委員長 さっき公印と市長印と言われて、公印は1つだけか。

○難波総務課長 「備前市之印」は1つだけです。「備前市長之印」は複数ございます。

○丸山副委員長 市長印が複数あると、誰が持ち出して、本当にそこに返ってきたかどうかというのも、何かいろんなトラブルの元になるケースも起こり得るのかなと思うが、本来、誰が持ち出すにしても、さっき言われたように首長の命の下で持ち出しということは前提にあります。けども、誰かが取りに行くにしても、複数で確認はしますということまで言われました。市長印がたくさんあるということになると、本当に返したところまでを確認という体にならないと、いろいろトラブルはトラブルで次から次へと起きてくるというしかないし、1個しかない印を持ち出したら、結局返ってくるまで確認というのは必要ですけど、何かトラブルがあえて起こり得ることばかり今までのシステムと思った。

○難波総務課長 原則、持ち出しはありません。総務課にございます場所で、各自が文書を持ってきて押しているのが通常でございます。だから、管理場所から離れて使われるということは、ちょっと異例なこととして、そういった際にはやはり使われ方が通常でないというところで、こういったことの内容だったかとかというところの確認というのは必要にはなってくると思いますし、持ち出しにするときには、規程上は総務課長に承認をもらって持ち出ささいということも書いてありますので、そういった手続というのは通常取られるべきものと思われま。

○丸山副委員長 持ち出すということはないので、必ずこの文書に対して判をつけてほしいですということで、そこでは確認ができるという話ですよ。総務課長、部長なりがつかましようということをつくということは、内容は把握できて当たり前というのが、今回はイレギュラーがあったということの話でよろしかったですか。

○難波総務課長 現実的な運用としましての管理方法とかにつきましては、後日またお知らせということになっております。今お話がありましたような運用というのも一つの方法として考えられますし、また別の方法で今現実問題しているというところもございますので、そういった公印の管理簿でありますとか、そういったこういう形で運用していますというのは、後ほどまた御回答といたしますか、お知らせできたらとは思っております。

○森本委員長 20日に委員会をするので、資料としては、まだ備前市の公印規則とかいろいろなものもございますので、それをもってこの件についてはお話をさせていただきたいと思いますので、今日はこのあたりで。

○石原委員 この認諾申出書が有効である民事訴訟において、こういう形で備前市から認諾が出されたときに、これがどうでしょうね。「備前市之印」でも有効性を持つのか、通常は「備前市長之印」が押されるという御説明だったけれども、「備前市之印」でも有効か。

○石原総務部長 9月議会の総務産業委員会でも、時系列で日付ごとで、公判の期日とかの一覧をお示しした資料があったかと思えます。本年4月21日付で裁判所に提出をされておりますこの認諾申立書については、翌月の5月21日に第8回弁論準備期日ということで、我々担当者も関係者は裁判所に出向いております。その際には、4月21日付で認諾申立書が提出されている

という事実を初めて把握することになるわけですが、その際にも裁判官から、これは備前市の意思として提出されたものですかということの確認が行われております。当然その時点でそういったものは、こういう書類が提出されたという事実は確認されてもいないし、備前市の意思ではないということは裁判の中でも明確に述べております。

そういったことが行われていることを考えれば、当然、今石原委員から御質問があったように、あくまで有効だという認識に立って処理がなされる書類であったとしても、事実確認というものはしっかりなされるものではないかと考えますので、その書類が提出されたことのみをもって裁判が結審するとかということには、一足飛びにはいかないのではないかと考えております。

もちろん、仮定の話にはなりますけれども、前提が有効でないというところでありましたが、有効でないとしても、これは本当に備前市の意思を持って提出されたのかどうかをしっかりと確認をされていたということの事実でありますので、その事実関係はしっかりと裁判の中でも行われていくものであると、それだけ重要な書類であったという認識は私どもも持っております。

ですから、仮にそういうことが行われ、有効であるという方向で進んでいくとしても、そこはしっかりと事実確認が行われて、それではもう結審しましょうという機械的な進み方ではないと私どもは理解しております。

○森本委員長 本日はこれで終了させていただきたいと思えます。

午後5時12分 閉会